

(別紙)

排出ガス対策型建設機械指定要領の
排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定に関わる運用

(総則)

第1 排出ガス対策型建設機械指定要領(以下「要領」という。)の内、排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定等に関わる取扱いについては、この運用の定めるところによる。

(ファミリー黒煙浄化装置の取扱い)

第2 要領第3第2項のファミリー黒煙浄化装置は、別記1によるものとする。

(申請書・変更届等における共通事項)

第3 この運用で定める各種申請書の様式及び各種届出の様式等における申請・届出等の期日、申請・届出等の先、申請・届出者等の氏名又は名称及び住所、問い合わせ先は、特に定めがない場合には次のとおりとする。

- 一 申請・届出等の期日は、申請・届出等の書類を提出した年月日とする。
- 二 申請・届出等の先は、国土交通省大臣官房技術審議官とする。
- 三 申請・届出者等の氏名又は名称及び住所は、申請・届出等を行う会社の本社名、代表者名及びそれらの捺印をもって申請することを原則とするが、会社としての責任を負える者であれば、その者の署名あるいは捺印をもって代表者に代えることができる。なお、排出ガス対策型黒煙浄化装置同一証明書の場合は、証明を行う者となる。
- 四 様式に問い合わせ先がある場合は、当該申請・届出等の書類についての問い合わせ先を記入するものとする。
- 五 申請・届出等の書類は、国土交通省総合政策局建設施工企画課に正副各二部提出するものとする。

(排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定申請)

第4 要領第8第1項の申請書(別記様式2-1)は、別添-1の記入要領に従い記入するものとする。

2 要領第8第2項の測定記録表は、排出ガス対策型建設機械指定要領の排出ガス対策型エンジンの認定に関わる運用別記様式1-4(1/2)を用いるものとする。

3 要領第8第2項又は第3項の排出ガス対策型黒煙浄化装置仕様書(別記様式2-2)は、別添-2の記入要領に従い記入するものとする。

4 要領第8第2項の低減方式説明書は、別添-3の記入要領に従い記入するものとする。

5 要領第8第2項の構造図は、当該型式の製作図面から細部の寸法を除いたA4版図面とし、外観寸法、内部構造(触媒部の構造、フィルタ部の構造、フィルタ部のシール構造等)が分かるものとする。

6 要領第8第3項の排出ガス対策型黒煙浄化装置同一証明書は、当該黒煙浄化装置が他者より供給(他者が開発した黒煙浄化装置の供給)を受けている場合には別記様式2-

3-1を用い、共同で開発したものである場合には別記様式2-3-2を用いるものとする。
別記様式2-3-1における証明者は供給側とする。

(黒煙浄化装置の認定申請書記載内容の変更)

第5 要領第11第1項(氏名又は名称及び住所)の変更届は、別記様式2-4を用いるものとする。

(申請の区切り及び認定の時期)

第6 要領第8第1項の認定申請、要領第11第1項の変更届は、次の期日を区切りとしてとりまとめ、要領第9の認定、要領第11の変更は、原則として区切った期日の3ヶ月後の間に行うものとする。

1月1日から3月末日までの申請等は、3月末日で区切る。

4月1日から6月末日までの申請等は、6月末日で区切る。

7月1日から9月末日までの申請等は、9月末日で区切る。

10月1日から12月末日までの申請等は、12月末日で区切る。

(認定又は指定の取消し)

第7 要領第17第1項一の認定の取消し申請は、別記様式2-5を用いるものとする。

(認定等の公表)

第8 要領第9第1項の認定を行った場合、要領第17第1項の取消しを行った場合は、その旨を公表するものとする。

(測定方法)

第9 要領別表3の「測定方法」は別記2のとおりとする。

附 則

第1 この運用は、平成13年4月1日から適用する。

(建設技術評価書の取扱い)

第2 平成7年度建設省告示第1860号における開発目標を達していると認められ、評価書の交付を受けた黒煙浄化装置については、要領第8第2項の排出ガスに関する評定書の提出を免除する。

第3 申請の区切りについて、第6に定めるところに関わらず、平成13年4月1日から同年4月20日までの申請は、4月20日で区切るものとする。

別記 1

ファミリー黒煙浄化装置について

排出ガス対策型黒煙浄化装置として認定する黒煙浄化装置のファミリーの範囲は、以下のとおりとする。

1．黒煙浄化装置のファミリーの名称

黒煙浄化装置のファミリーの名称は、一つのファミリー黒煙浄化装置について、一つの固有の名称を有すること。

2．黒煙浄化装置の形式など

浄化の仕組みが同一であること。

フィルタを使用している場合は、フィルタの種類が同一であること。

触媒を使用している場合は、触媒の種類が同一であること。

浄化装置の再生方法が同一であること。

3．対象出力

基本エレメント [フィルタ数、濾過面積、濾過体積、DPFユニット数等] 当たり対象エンジン出力が同一であること。

別記 2

排出ガス対策型黒煙浄化装置の認定試験方法

1. 適用範囲

本試験方法は、要領に基づき、排出ガス対策型黒煙浄化装置（以下「浄化装置」という）を認定する場合に適用する。

なお、ここでいう浄化装置とは、吸入空気又は燃料に何らかを混入する装置、エンジンの調整や改造を伴う装置、及び効果が現れるまで時間を要する装置は対象としない。

2. 試験方法

1) 使用エンジン及び使用燃料

使用エンジンは要領に基づき認定した排出ガス対策型エンジンを使用する。但し、使用エンジンの定格出力は、浄化装置が対象とする出力範囲の最大の定格出力とし、定常状態及び過渡状態のそれぞれについて黒煙の低減効果が確認できる黒煙濃度を示すものとする。

燃料は、JIS K 2204（軽油）で定めたものを使用する。

2) 測定方法

排出ガス成分、黒煙濃度、出力等の測定は、JIS B 8008 及びJCMAS T004-1995によるものとする。

排出ガスの測定に際しては、校正ガス濃度と測定ガス濃度をレコーダに記録する。過渡時黒煙の測定に際しては、エンジン回転の加速状態をレコーダに記録する。

3) 試験手順

浄化装置装着前の測定

浄化装置装着前の使用エンジンについて、排出ガス成分、黒煙濃度、出力等の測定を行う。

過渡時黒煙は、最大の濃度が測定されるようにスモークメータの吸引タイミングを調整する。

浄化装置の取り付け

申請者が定める方法にしたがって浄化装置を取り付ける。ただし、エンジンの調整等を行わない。

浄化装置の取り付けによる背圧や排気温度等の変化は、使用エンジンが許容する範囲を超えてはならない。

浄化装置装着後の測定

浄化装置装着後の使用エンジンについて、排出ガス成分、黒煙濃度、出力等の測定を行う。

過渡時黒煙は、最大の濃度が測定されるようにスモークメータの吸

引タイミングを調整する。

3 . 試験結果

排出ガス成分、黒煙濃度、出力等の測定結果は、測定記録表にまとめる。

排出ガスの測定に際しては、校正ガス濃度と測定ガス濃度をレコーダに記録し、上記の測定記録表とともに提出する。

過渡時黒煙の測定に際しては、エンジン回転の加速状態をレコーダに記録し提出する。

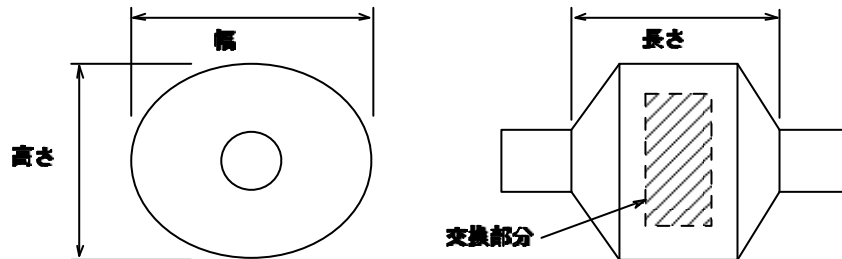
別記様式 2 - 2

排出ガス対策型黒煙浄化装置仕様書

製造業者名 :
 ファミリの名称 :
 黒煙低減方式 :
 黒煙浄化率 :
 フィルタ材料 : 製造業者名 :
 基本エレメントの単位 :
 基本エレメント当たりエンジン出力 :
 再生方式 :
 再生間隔 :
 再生時の制限 :
 再生用ヒータの種類 : 製造業者名 :
 フィルタ交換時期 :
 触媒等の種類 : 製造業者名 :
 供給物等の種類 : 製造業者名 :
 断熱材の種類・厚さ : 製造業者名 :

型式別仕様

対象エンジン出力 (kW)					
基本エレメントの数量					
基本寸法	長さ (mm)				
	幅 (mm)				
	高さ (mm)				
乾燥質量 (kg)					
圧力損失 (kPa)	再生直前				
	再生直後				
再生時の所要電力(W)					
再生用燃料の消費量(g/h)					
供給物の供給量					
供給物のタンク容量					



装置の概略形状と寸法位置

- 注) 1) エンジン出力は、JIS B 8008 によるものとする。
 2) 単位は、S I 単位 (出力は「kW」) で表記する。
 3) 当該黒煙浄化装置の仕様として、適切でない項目は削除して良い。
 4) 当該黒煙浄化装置の仕様として、記述すべき事項は適宜追加する。

別記様式 2 - 3 - 1

排出ガス対策型黒煙浄化装置同一証明書

平成 年 月 日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称
(代表者氏名)
住 所

印

排出ガス対策型建設機械指定要領第 8 第 3 項の規定に基づき、下記の黒煙浄化装置は弊社にて製造し、 株式会社に供給していることを証明致します。

記

1 . 弊社における黒煙浄化装置の名称

2 . 供給先における黒煙浄化装置の名称

株式会社

排出ガス対策型黒煙浄化装置同一証明書

平成 年 月 日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称
(代表者氏名) 印
住 所

氏名又は名称
(代表者氏名) 印
住 所

氏名又は名称
(代表者氏名) 印
住 所

排出ガス対策型建設機械指定要領第 8 第 3 項の規定に基づき、株式会社、
株式会社ならびに 株式会社の下記黒煙浄化装置が同一のものであることを証
明致します。

記

- 1 . 株式会社における黒煙浄化装置の名称

- 2 . 株式会社における黒煙浄化装置の名称

- 3 . 株式会社における黒煙浄化装置の名称

別記様式 2 - 4

排出ガス対策型黒煙浄化装置認定変更届

平成 年 月 日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称
(代表者氏名)
住 所

印

排出ガス対策型建設機械指定要領第 1 1 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり変更が生じたので、届出致します。

記

1. 変更の内容

	旧	新
氏名又は名称		
住 所		

2. 問い合わせ先(所属、担当者、電話番号)

別記様式 2 - 5

排出ガス対策型黒煙浄化装置認定取消申請書

平成 年 月 日

国土交通省大臣官房技術審議官 殿

氏名又は名称

住 所

印

排出ガス対策型建設機械指定要領第 1 7 第 1 項一の規定に基づき、下記のとおり排出ガス対策型黒煙浄化装置認定の取消しを申請します。

記

1 . 取消しを申請する黒煙浄化装置

黒煙浄化装置の型式	
認 定 年 月	年 月
認 定 番 号	

2 . 取消しを申請する理由

3 . 問い合わせ先（所属、担当者、電話番号）

排出ガス対策型黒煙浄化装置認定申請書（別記様式 2 - 1）の記入要領

1．黒煙浄化装置の型式は、対象出力ごとに固有の名称を有するものとし、型式ごとに申請を行うこと。

2．黒煙浄化装置の概要

ファミリの名称 申請する型式が属するファミリの名称を記入する。

基本寸法 申請する型式の装置寸法を

長さ mm×幅 mm×高さ mmと記入する。

長さ：パイプ等を含まない装置本体の長さ

幅：突起物、取付ブラケット等を含まない装置本体の幅

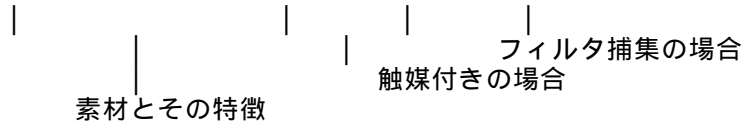
高さ：突起物、取付ブラケット等を含まない装置本体の高さ

対象エンジン出力 申請する型式が対象とするエンジンの最大出力を記入する。出力の表示は JIS B 8008 によるものとする。

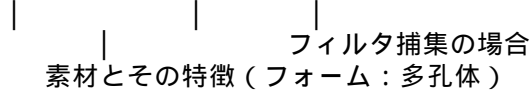
黒煙低減方式 方式は、次の例にならって記入する。

例 1．黒煙浄化部のみの場合

例記1) セラミックペレット触媒付きフィルタ

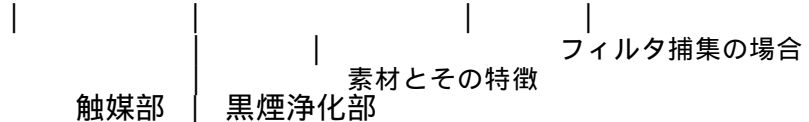


例記2) 金属フォームフィルタ



例 2．黒煙浄化部と他成分の浄化部に分かれている場合

例記3) 触媒装置併用セラミックハニカムフィルタ



基本エレメント当たりエンジン出力

申請する黒煙浄化装置の基本エレメント当たりエンジン出力を記入する。

出力の表示は JIS B 8008 によるものとし、単位は基本エレメントの種類により“kW/ユニット”、“kW/L”等とする。

3．排出ガス測定値は、認定を受けようとする型式、あるいは認定を受けようとする型式と同一ファミリに属する型式の評定結果を記入する。黒煙は、装着前装着後いずれも最大値のみの記入とする。

排出ガス対策型黒煙浄化装置仕様書（別記様式 2 - 2）の記入要領

以下の記入例にならって記入するものとする。

1. 黒煙低減方式 : 例 セラミックハニカム触媒付フィルタ
別添 - 1 を参照して記入する。
2. 黒煙浄化率 : 例 80%以上
3. フィルタ材料 : 例 多孔質コーデイエライト (MgO・2Al₂O₃・5SiO₂)
4. 基本エレメントの単位 : 例1) 1ユニット寸法 直径 150mm × 長さ 150mm
例2) フィルタ面積
5. 基本エレメントあたりエンジン出力 : 例1) 50 kW/ユニット 以下
例2) 95 kW/m² 以下
6. 再生方式 : 例 補助燃焼材供給・電熱ヒータ併用強制燃焼
7. 再生間隔 : 例 手動式 (再生警告表示による)
8. 再生時の制限 : 例 無負荷最低回転速度 (約30分間)
9. 再生用ヒータの種類 : 例 シーズヒータ
10. フィルタ交換時期 : 例 概略1000hで本体ごと交換
(バックホウに用いた時の目安として)
11. 触媒等の種類 : 例 Pd系酸化触媒
12. 供給物等の種類 : 例 軽油・空気
13. 断熱材の種類・厚さ : 例 グラスファイバ 10mm (ケース外周)
14. 型式別仕様

ファミリを構成する全ての型式について記入する。

基本エレメントの数量 : 各々の型式に使用される数量を記入する。

基本寸法 : 別添 - 1 を参照して記入する。

圧力損失 : 強制燃焼を行うものは再生前後とし、再生を行わないもの及び自動再生を行うものは交換前後の値を記入する。

注) エンジン出力は、全て JIS B 8008 による表示となることに注意する。(建設機械の定格出力の表示に用いられる規格と異なる場合が多い。)

黒煙浄化装置低減方式説明書の記入要領

ここに記述する黒煙浄化装置の低減方式は、一般的と考えられるフィルタにより黒煙の捕集を行う方式を例にしたものであり、これ以外の低減方式による場合は、ここに記述された事項の主旨にならって記載するものとする。

1. 黒煙浄化装置の概要

黒煙浄化装置のシステム構成

黒煙浄化装置のシステム構成を図解する。

再生装置の概要

黒煙浄化装置のシステムに再生装置を組み込んでいる場合あるいは別途再生装置と組み合わせて用いる場合は、再生装置の概要を図解する。

再生システムが捕集部を切り替えて再生を行うものは、その機構の概要が分かるようにする。

フィルタの構造

黒煙浄化装置のフィルタ部分について、図解する。

セル密度、壁厚あるいはこれらに類する事項を明記する。

フィルタに直接触媒を担持する場合は、触媒の量（フィルタ触媒担持部の単位体積当たりの量）を明記する。

触媒部の構造

黒煙浄化装置のシステム構成に触媒部がある場合は、その部分を図解する。

触媒部に担持する触媒の量（触媒部の単位体積当たりの量）を明記する。

2. 対象エンジン出力の設定根拠

当該型式が対象とするエンジン定格出力の最大値を設定した根拠を記述する。

